

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第423号)

平成17年11月4日

横情審答申第423号

平成17年11月4日

横浜市病院事業管理者

岩 崎 榮 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年2月10日衛市医第201号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市立市民病院から本人に説明したと衛生局野村課長に報告をした
作成者と提出者」及び「4月21日4時頃治療後の説明を初めて受けようと
した時医事課の外来係長と入院係長と主治医が（外来担当医師の携帯より
連絡）走って来て同席したのはどの業務内容か、医事課のお仕事内容又は
それに類するもの。この21日の記録したものと決裁した責任者（指示した
人の氏名）」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「4月21日4時頃治療後の説明を初めて受けようとした時医事課の外来係長と入院係長と主治医が（外来担当医師の携帯より連絡）走って来て同席したのはどの業務内容か、医事課のお仕事内容又はそれに類するもの。」の個人情報を非開示とした決定は妥当であるが、「横浜市立市民病院から本人に説明したと衛生局野村課長に報告をした作成者と提出者」及び「この21日の記録したものと決裁した責任者（指示した人の氏名）」の個人情報を非開示とした決定は妥当ではなく、「横浜市立市民病院から本人に説明したと衛生局野村課長に報告をした作成者と提出者」については、提出した資料における作成者氏名部分を、「この21日の記録したものと決裁した責任者（指示した人の氏名）」については、みなさまの声処理カード（平成16年5月12日起案）の参考資料のうち平成16年4月21日の面談時の状況等が記載されている部分及び決裁権者の印影部分を、異議申立人の個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立市民病院から本人に説明したと衛生局野村課長に報告をした作成者と提出者」（以下「個人情報1」という。）、「4月21日4時頃治療後の説明を初めて受けようとした時医事課の外来係長と入院係長と主治医が（外来担当医師の携帯より連絡）走って来て同席したのはどの業務内容か、医事課のお仕事内容又はそれに類するもの。」（以下「個人情報2」という。）及び「この21日の記録したものと決裁した責任者（指示した人の氏名）」（以下「個人情報3」という。個人情報1から個人情報3までを総称して、以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長が、平成16年11月22日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

なお、平成17年4月1日に横浜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が設置されたことにより、本件異議申立てについて決定をする権限は、横浜市長から実施機関に引き継がれた。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報には存在しないため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第20条第2項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 個人情報1について

ア 平成16年7月21日、異議申立人（以下「申立人」という。）が衛生局総務部総務課（当時。現在は、病院経営局調整部調整担当。以下「衛生局総務課」という。）野村課長（以下「総務課長」という。）あて来訪し、衛生局市民病院（当時。現在は、病院経営局市民病院。以下「市民病院」という。）に対して夫の診療内容に関する説明を求めても、十分な説明を受けられないとの申し入れがあった。この際、面会した総務課長は、申立人に対する市民病院の対応状況を確認し、申立人の要望を市民病院に伝えると話した。

同日、総務課長は市民病院管理部医事課長（以下「医事課長」という。）に電話連絡を入れ申立人の要望を伝え、これまでの申立人に対する対応状況について、報告を依頼している。

総務課長から連絡を受けた医事課長は、これまでの申立人に対する対応について報告するため、平成16年7月22日、衛生局総務課に出向き、直接、総務課長に説明している。

なお、市民病院管理部医事課（以下「医事課」という。）の職員が衛生局総務課の職員などから、患者家族への対応に関して状況報告を求められた場合、報告の形式について明確な規定等はないため、通常既存の説明文書等があれば、それを用いて口頭で報告を行う。

イ 平成16年7月22日、医事課長が総務課長に報告を行った際、申立人の質問書に対して主治医が回答した文書（平成16年5月19日申立人に回答済み）及び申立人の依頼に基づき市民病院管理部医事課入院係長（以下「入院係長」という。）が作成した市民病院における診療の経過（診療記録等をもとに経過概要を時系列で書き起こした表。平成16年7月7日申立人に提出済み）を持参した。その他、申立人の請求に基づき、市民病院から診療記録の開示を行っていることや、それまでの救急外来担当医である足立医師及び主治医からの説明状況、市民病院診療科部長との面談、看護師との面談の経緯等について、口頭で報告を行った。この際、市民病院から申立人に対して提出した説明文書を用いて報告を行ったため、「衛生局総務課長に報

告をした作成者と提出者」が記された報告文書は作成していない。したがって、個人情報1の記載された行政文書は存在しない。

(2) 個人情報2について

ア 治療後の説明に市民病院管理部医事課外来係長（以下「外来係長」という。）と入院係長と主治医が同席したことについては、横浜市立市民病院事務分掌規則（昭和36年4月横浜市規則第34号。平成17年4月横浜市規則第66号による廃止前のもの。以下「市民病院事務分掌規則」という。）、横浜市係設置規程（昭和35年5月達第10号。平成17年4月達第25号による改正前のもの。以下「係設置規程」という。）及びそれに基づく係事務分担（昭和35年7月。平成17年4月1日改正前のもの。以下「係事務分担」という。）に事務担当者の立会いが具体的に明記されているものではないが、今回のように、退院後に、受診時の経過等について患者家族から医師に説明を求められたことについて、医事課職員が窓口となって医師に取り次いだ場合、もしくは医師から医事課職員の同席要請があった場合などには、係事務分担にある「その他外来患者に関すること」（医事課外来係）、「その他入院患者に関すること」（医事課入院係）を運用し、医事課職員が説明の場に立ち会うこととしている。

平成16年4月21日、外来係長は、医事課外来係の職員を介して足立医師より、申立人への診療経過説明にあたって事務方も同席してもらいたいとの要請を受け、救急外来へ出向いた。また、入院係長は申立人と診断書の件でやりとりをしている最中に、一旦、医事課事務室内に戻ったところ、足立医師から救急外来に申立人の夫の診療記録を届けてほしいとの依頼があったことを耳にした。入院係長は、その日、申立人が足立医師に話を聞きたいと話していたことから考え、直接、足立医師に連絡を入れて救急外来に行ったものと推察し、入院係長も自ら救急外来へ出向いた。

また、足立医師は、救急外来で申立人との面談を開始しようとした際、申立人の質問内容が、自分の担当した救急外来受診時の状況だけでなく、入院後の状況にも及んでいたため、その点は主治医から直接申立人に説明してもらったほうがよいと考え、その場で主治医に連絡を取り、面談への同席を依頼した。この連絡を受けて、主治医は救急外来へ出向き、面談に同席したものである。

イ 医事課の仕事内容を定めたものとしては、市民病院事務分掌規則、係設置規程及びそれに基づく係事務分担等の文書が存在するが、市民病院の事務に関する一般的なきまりであり、個人情報2は記載されていない。この他にも個人情報2が記載さ

れた行政文書は存在しない。

(3) 個人情報3について

ア 医事課職員が医師の診療経過の説明に立ち会った際に作成したメモは、その説明について患者や患者家族の納得を得られたと認識した場合は、廃棄するのが一般的である。また、医師の診療経過の説明について、患者や患者家族の納得を得られなかったと認識した場合は、立ち会った医事課職員が個人的メモを一定期間保存する。その後、さらに継続的な対応が必要となる場合などは、立ち会った職員がメモをもとに文書を作成している。

イ 外来係長及び入院係長は、足立医師の申立人への診療経過説明に立ち会った際、個人的なメモを作成した。この際のメモには、患者家族からの質問事項とそれに対する医師の回答の要旨が記載されていた。

外来係長及び入院係長は、医師と面談できたことについて申立人からお礼の言葉があったことで、この面談による診療経過説明の内容について、申立人は納得したものと認識した。そのため、外来係長及び入院係長は、後日、この日作成した個人メモを廃棄した。

なお、4月21日の患者家族との面談状況については、足立医師が外来カルテに記載しており、当該カルテについては、申立人から平成16年5月19日に市民病院あて開示請求があり、同年5月28日郵送により写しを交付している。これらのことから、本件請求にある「この21日の記録したもの」という請求の主旨は、すでに開示している当該外来カルテの記録ではないと判断した。

したがって、個人情報3が記載された行政文書は存在しない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 異議申立てに係る処分は不当である。

個人情報1について、総務課長は、資料を申立人に提示し病院側は説明をしていると言った。総務課長が報告資料を見ずにその様に解決をされるべく業務をされるとは考えにくい。

個人情報2及び個人情報3について、別の非開示決定処分の理由としての意見書では、医事課が立ち合った根拠として書かれている。

- (3) 申立人は、市民病院が作成した資料の内容の一部に誤りを指摘してその部分を訂正させたが、総務課長が申立人に提示した資料には訂正が入っていなかった。
- (4) 衛生局の総務課長とは平成16年8月に病院関係の職員の改善を求めた際に面談した。そのとき、市民病院から取り寄せたという資料を提示された。その資料についてどういう取扱いをしているのか知りたいと思い、今回の請求を行った。存在していないため非開示ということは、市民病院から総務課長に提出された資料は、総務課長の個人資料という取扱いになったのか。個人情報に詳細に記載されている医者の記録に係る資料であるため個人情報の取扱いとなるが、総務課長が個人的に保管するというものでよいのか。業務であるならば、責任者の名前入りで作成されるはずである。そうでなければ責任の所在が明確でなくなる。
- (5) 申立人が総務課長に提示された資料は、市民病院が治療過程において申立人にどのような説明をしたかが記載されているものであり、市民病院が衛生局の求めに応じて提出したものである。以前、内容の一部に誤りが見られたため、申立人が市民病院に申し出て、訂正されている。ところが、総務課長が持っていた資料は、訂正される前のものであり、訂正後の資料は衛生局に提出されていないということになる。また、公的に保存されていない。局として、課としては持っていないという説明も受けており、開示請求に対しても同様の回答であった。それでは、衛生局が病院から取り寄せたあの資料は、いったいどこにいったしまったのかということになる。保存するにしても、廃棄するにしても説明がされておらず納得できない。誰がその法令を適用することを決定したのか、書かれている規則に関しては非常に抽象的で解釈の余地が多分にある。誰が読み、誰が結論を出したのか知りたい。
- (6) 平成16年4月21日は、お金を払いに行くついでに、経過を聞いておこうと思った程度であり、時間をもらえるかと医師に言ったところ、いきなり事務方の職員を呼んだ。
- (7) 医事課職員は、自己紹介もなく同席したので、そのときは役職も分からず、後になって知った。本来なら、事前にこういう理由で誰を同席させるという説明をして、当方の了承が必要であると考えるが、そういうことは一切行われなかった。
- (8) 医師と患者家族にトラブルがあった場合に、医事課職員の同席が行われていると思うが、本件はトラブルが発生する前から同席を求めている。
- (9) 平成16年4月21日の医師との面談時に事務方の職員は同席してメモを取っていた。事務方の職員は業務中にメモを取っていたのに、それを廃棄したのはどういう基準に

よるものか。面談時の状況の記録が無いというのであれば、廃棄することを決裁した責任者の名前を知りたい。

(10) 事務方は、逐一メモを取っていたのだから、それを簡単に破棄して不存在というの
はおかしい。

(11) メモを破棄という判断に至った経過及び破棄と判断した根拠等を説明してほしい。

(12) 当方の記憶と比較したいので、平成 16 年 4 月 21 日の医師との面談時の記録がほし
い。

(13) 平成 16 年 4 月 21 日の面談では治療に関する質問はしておらず、治療内容につい
ては、後日、話し合いをするつもりでいた。同月 26 日に、ファックス文書で治療内容に
ついての資料を請求し、申立人が治療内容の説明に納得していないという態度を明らか
にしているにもかかわらず、実施機関はメモを廃棄したと主張している。廃棄は職
員の裁量によるものであると思うが、事務規定等に廃棄する基準等を規定すべきであ
る。

5 審査会の判断

(1) 条例改正について

旧条例は、平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号により改正されたが、本件処分及び本
件諮問は旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定によ
り本件処分の妥当性について判断する。

(2) 本件個人情報について

ア 個人情報 1 について

個人情報 1 は、平成 16 年 7 月 22 日に、医事課長が申立人に対する市民病院の対
応状況を総務課長に報告した際、総務課長に提出した資料の作成者と提出者の氏名
であると認められる。

イ 個人情報 2 について

個人情報 2 は、平成 16 年 4 月 21 日に救急外来担当医師が申立人に治療後の説明
をした際に、外来係長、入院係長及び主治医が同席したことについて、医事課職員
が業務として医師の説明に同席することについて規定されているものであると認め
られる。

ウ 個人情報 3 について

個人情報 3 は、平成 16 年 4 月 21 日に救急外来担当医師及び主治医が申立人に治
療後の説明をした際の状況を記録したもの及びその記録を決裁した責任者の氏名で

あると認められる。

(3) 本件個人情報の不存存在について

ア 実施機関は、本件個人情報については、保有していないため不存存在であると主張している。

イ このため、当審査会では、平成17年8月5日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 医事課長が総務課長に報告をした際は、既存の資料を使って説明し、報告書は作成しなかったため、個人情報1については不存存在のため、非開示とした。

(イ) 報告の際に使用した資料は、既に申立人に提供したものであったため、対象ではないと判断した。

(ウ) 報告の際に使用した2つの資料のうちの1つである医師が作成した資料については、申立人から指摘を受け、数か所訂正をしている。手書きによる見え消し訂正したものとワープロで訂正したものを、平成16年7月22日に申立人あて郵便で発送した。送付内容の写しは保存している。平成16年7月22日に、医事課長が総務課長に提出した資料は、訂正前のものである。

(エ) 医師の説明への医事課職員の同席を明示したものは無い。係事務分担の規定の運用により同席しているが、本件は個人情報の本人開示請求であったため、係事務分担は個人情報2の対象ではないと判断した。

(オ) 個人情報3については、外来係長及び入院係長が医師の面談に同席して各々作成したメモは各自廃棄済みのため不存存在であり、主治医が面談時の状況を記録したカルテは既に申立人に開示済みのため個人情報3の対象ではないと判断した。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 個人情報1について

実施機関は、報告のための報告文書は作成しておらず、また、報告の際に使用した資料は申立人に提供済みのため対象ではないと判断したと主張している。

それに対し、申立人は、意見陳述において総務課長から提示された市民病院から取り寄せたという資料がどういう取扱いをされているかを知りたいと思い請求したと主張している。

本件開示請求書の記載及び申立人の上記主張から、申立人は総務課長への報告のために作成した報告文書ではなく、報告の際に医事課長が総務課長に

提出した資料における作成者と提出者の氏名を請求していると解することが適当である。

当審査会において、医事課長が総務課長に提出した2つの資料を見分したところ、1つの資料には作成者の氏名は記載されておらず、もう1つの資料である医師が作成した資料における訂正前のもの（以下「訂正前資料」という。）には作成者の氏名が記載されていることが確認された。訂正前資料の記載内容には申立人に関する個人情報が存在し、申立人個人が識別されるため、訂正前資料は申立人の個人情報であり、そこに記載されている作成者の氏名を個人情報1の対象と考えることが適当である。そのため、訂正前資料の作成者氏名を個人情報1の対象として特定すべきであると判断した。

なお、個人情報1のうち提出者の氏名については、医事課長が総務課長に提出した2つの資料のいずれにも記載されておらず、存在しないことが認められた。

(イ) 個人情報2について

個人情報本人開示請求と行政文書の開示請求という利用制度の違いはあるが、個人情報2は、答申第422号に係る申立文書に含まれると解することが適当である。そのため、答申第422号における判断と同様に、個人情報2を保有していないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められないと判断した。

(ウ) 個人情報3について

実施機関は、平成16年4月21日の申立人と医師の面談時の状況を記録したのものとして、同席した医事課職員が取ったメモを対象と判断したが、既に廃棄したため不存在であると主張している。

メモを廃棄したことについては、答申第419号において判断しているとおり、不合理とまでは言えない。

当審査会は、平成16年4月21日の申立人と医師の面談時の状況を記録した文書が他に存在しているかについて実施機関に確認したところ、面談時に作成されたものではないが、後日、入院係長が記憶を基に作成した文書があることが判明した。

この文書は、平成16年4月26日に申立人が提出した質問事項に回答するために作成された起案文書であるみなさまの声処理カード（平成16年5月12日

起案。以下「回答起案」という。)の中の参考資料(以下「参考資料」という。)で、申立人に関する情報が記載されており、申立人が識別できることから、申立人の個人情報に当たるものであると認められる。参考資料の中には、平成16年4月21日の申立人と医師との面談時の状況等が記載されている部分(以下「面談記録部分」という。)が存在する。

本件開示請求書の記載は、「この21日の記録したもの」であり、申立人が請求対象を面談時に作成された記録に限定している趣旨は認められない。したがって、後日作成された参考資料の面談記録部分についても申立人が求めている21日の記録と解することが適当であり、面談記録部分を個人情報3の対象のひとつとして特定すべきである。また、この記録を決裁した責任者氏名も個人情報3に含まれるため、参考資料を含んだ回答起案の決裁欄の決裁権者の印影についても個人情報3の対象として特定すべきであると判断した。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が個人情報2を存在しないとして非開示とした決定は妥当であるが、個人情報1及び個人情報3を非開示とした決定は妥当ではなく、個人情報1については医師が作成した資料の作成者氏名部分を、個人情報3については面談記録部分及び回答起案の決裁権者の印影部分を申立人の個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年2月10日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成17年2月25日 (第290回審査会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年6月17日 (第4回第三部会)	・審議
平成17年8月5日 (第7回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年8月19日 (第8回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年10月6日 (第11回第三部会)	・審議
平成17年10月21日 (第12回第三部会)	・審議